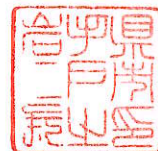


公 告

下記のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「政令」という）第167条の6及び二戸市財務規則（平成18年二戸市規則第59号。以下「規則」という。）第114条の規定により公告します。

令和8年10月16日

二戸市長 戸 舘 弘 幸



1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度浄法寺地区経営管理権取得森林整備業務委託

(2) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和9年2月26日（金）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

(1) 本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に、市から指名停止措置を受けていない者であること。

ウ (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に、政令第167条の4第2項の規定により市の入札参加制限を受けていない者であること。

エ 二戸市暴力団排除条例（平成27年二戸市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しない者であること。

オ 国税（法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）、県税（岩手県）、市税（二戸市）のいずれか1つ以上について滞納がない者であること。

カ 岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録され、森林経営管理実施権を受けることを希望する区域に二戸市を含んでいる事業者であること。

(2) この入札に参加しようとする者は、(1)に定める資格の審査等のため、令和8年10月26日（月）正午までに、3の(3)に定める部署宛てに下記必要書類を提出すること。ただし、入札日時点において、政令第167条の5第1項の規定により市長が定める資格を有する者として、二戸市に

において有効な入札参加資格者名簿に登載されている者は、下記ウ～カの書類の提出を不要とする。

ア 入札参加資格審査申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書兼誓約書」という。）

イ 岩手県意欲と能力のある林業経営体登録証の写し（上記競争入札参加資格審査申請期限日において有効なもの）

ウ 申請者が法人の場合は、上記競争入札参加資格審査申請期限日から起算して3か月以内に発行された、法人に係る登記事項証明書の写し、申請者が個人の場合にあつては、上記競争入札参加資格審査申請期限日から起算して3か月以内に市町村から発行された身分証明書の写し

エ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第2号）及び役員の一覧表（様式第3号）

オ 税の滞納のない証明（市税納付状況調査等同意書（様式第4号）以外は上記競争入札参加資格審査申請期限日から起算して3か月以内発行のものに限る。）

(ア) 岩手県内に営業所を有する者

- ・ 国税に関する納税証明書（法人：その3の3、個人：その3の2）（写し可）
- ・ 県税に関する納税証明書（様式第111号イ）（写し可）

(イ) 二戸市内に営業所を有する者

- ・ 国税に関する納税証明書（法人：その3の3、個人：その3の2）（写し可）
- ・ 県税に関する納税証明書（様式第111号イ）（写し可）
- ・ 市税納付状況調査等同意書（様式第4号）（原本）

カ 使用印鑑届兼委任状（様式第5号）

3 契約条項を示す場所及び仕様書等を交付する場所並びに期間等

(1) 交付期間

令和8年10月16日（金）～令和8年10月26日（月）

(2) 所在地

岩手県二戸市石切所字荷渡6番地3 二戸地区合同庁舎5階 二戸市役所分室

(3) 部署名

産業振興部農林課

(4) 連絡先

電話 0195-23-0180（直通） ファクシミリ 0195-23-1634

※ 二戸市のホームページ（<http://www.city.ninohe.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。

(5) 質問先

仕様書について疑義がある場合には、令和8年10月21日（水）正午までに(3)に定める部署宛てに書面で提出すること。（任意様式・ファクシミリ可）

なお、質問に対する回答は、原則として、質問を受付けた翌営業日までに、質問者宛てのみならず、質問者名を伏せた上で広く公表するものとする。

4 入札の場所及び日時

(1) 場所

岩手県二戸市福岡字川又47番地 二戸市役所別館（旧保健センター）2階 入札室

(2) 日時

令和8年10月29日（木） 午後2時

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

本件入札については、政令第167条の5第1項に定められる資格要件を設け、入札参加資格審査を行うため、資格を有することが認められた場合は、規則第117条第2号に基づき入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約の日までに契約金額の20分の1以上の契約保証金を納めること。ただし、書面による承諾を得てこの期間を延長することができる。

イ 期間内に契約を締結しないときは、契約の効力を失う。

ウ 次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(ア) 契約の相手方が保険会社との間に二戸市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札参加資格審査の結果、政令第167条の5第1項に定められる資格を有すると認められた場合において、過去2か年の間に国（公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

(ウ) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されるとき。

エ 契約保証金の納付に代えて提供できる担保は、次に掲げるものとする。

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証

6 入札の無効要件に関する事項

(1) 入札参加資格がないと認められた者及び入札参加資格審査申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札

(2) 入札参加資格があることを認められ、その後入札執行時点において2の(1)に掲げる入札参加資格を失った者の行った入札

- (3) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (4) 談合、その他入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (5) 入札保証金の免除の適用のある場合を除き、入札保証金を納付せず、又は不足する者のした入札
- (6) 入札書（任意様式）の金額、氏名、印影その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (9) 入札書（任意様式）の金額を訂正した入札
- (10) 鉛筆書きによる入札
- (11) 前各号のほか、入札条件に違反した者のした入札
- (12) 落札の無効又は、落札者からの契約解除により相手方に生じた損害は、市において賠償の責任を負わない。

7 入札心得に関する事項

(1) 入札

ア 入札参加者は、入札書（任意様式）に購入品目全ての合計金額を記載すること。

イ 入札参加者は、仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。

ウ 入札参加者は、公示に示した時刻までに入札会場に参集しなければならない。

エ 郵便による入札は認めない。

オ 入札参加者は、入札書（任意様式）を作成し、入札執行者の指示により提出しなければならない。なお、落札決定に当たっては、入札書（任意様式）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（任意様式）に記載すること。

カ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第6号）を持参させなければならない。

キ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

ク 入札参加者は、政令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

ケ 一度提出した入札書（任意様式）は、書替え、引換え、撤回又は不参加の申し出は認めない。なお、提出前の入札書（任意様式）の記載事項を訂正する場合は訂正印を押印することとするが、入札金額の訂正は認めない。

(2) 公正な入札の確保

- ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ってはならない。
- イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 入札の不参

- ア 申請書兼誓約書を提出し、入札参加を認められた者は、入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札に参加しないことができる。この場合は、次の(ア)又は(イ)に掲げるところにより申し出なければならない。
 - (ア) 入札執行前にあっては、入札不参加届（様式第7号）を契約担当者に提出（持参、郵送又はファクシミリ）するものとする。
 - (イ) 入札執行中にあっては、入札執行者への口頭による申し出、又は入札不参加届の提出若しくはその旨を明記した入札書（任意様式）を提出すること。
- イ 前号の規定により入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 落札者の決定

入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 再度入札

- ア 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- イ 入札不参加の申し出を行った者、入札に遅参した者は、再度入札に参加できない。

(7) 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- ア 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- イ 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(8) 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(9) 契約締結の留意事項

落札者の決定後、契約締結までの間に落札者（共同企業体の場合は、その構成員も含む。）が、いずれかに該当した場合は、契約を締結しない。

ア 二戸市から指名停止を受けた場合

イ 政令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当した場合

ウ 入札公告又は入札説明書等に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合

エ 法令等違反が明らかになり、市長が契約の相手方としてふさわしくないと認めた場合

8 最低制限価格の有無

最低制限価格は設定しない。

9 その他必要な事項

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。